

海津市デマンド交通

Q&A

平成 30 年 10 月

海津市

1. デマンド交通について

Q デマンド交通とは？

A 利用したい日時を事前予約していただくことで、最寄バス停から目的地のバス停まで（あるいはその逆方向）運行する方式です。

乗合が基本です。

Q タクシーとどこがちがうの？

A タクシーとの違いは、相乗りが基本であることです。このため他の利用者から予約が入れば他の乗車場所も回って目的地に向かいます。

原則として到着予定時刻に間に合うように運行します。また、自宅や目的地のバス停の通過地点などのバス停以外での乗降はできません。

Q デマンド交通の使用車両は？

A ワゴン型車両 5台で運行します。

・キャラバン（最大利用者人数：8名） 2台

・セレナ（最大利用者人数：6名） 2台

・バネット（車いす対応、最大利用者人数：3名） 1台

2. 利用登録について

Q デマンド交通を利用するには、利用登録は必要なの？

A 利用登録なしでもデマンド交通の利用ができます。

Q 利用登録のメリットは？

A 利用登録しておく と、登録番号と氏名で予約がスムーズにできます。(利用登録がないと、住所、氏名、電話番号、乗車バス停等をすべてお聞きすることになります。)

Q 利用登録申請書はどこにありますか。

A 市役所市民活動推進課、支所、車内、スイトトラベル(株)海津営業所にあります。

Q 利用登録の方法を教えてください。

A 利用登録申請書に住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、携帯電話番号を記載し、市役所市民活動推進課、支所、車内、スイトトラベル(株)海津営業所へご持参いただくか、郵送で申し込みください。

Q 利用登録後、いつから利用できますか。

A 利用登録申請書を提出していただいてから、5日程度で利用登録証を郵送します。

スイトトラベル(株)海津営業所に申請いただいた場合には、即日、利用登録証を発行します。

利用登録証が届いてから、予約時に登録番号で予約してください。(利用登録なしでもデマンド交通の利用ができます。)

Q 利用登録は、申請書ではなく電話で登録はできないの？

A 電話での利用登録はできません。

Q 住所変更したときの手続きは必要ですか。

A 改めて利用登録申請書により申し込みしてください。

Q 利用登録に料金は必要ですか。

A 無料です。

Q 介助が必要なので介助者も利用登録したほうがよいか。

A 介助者の方は利用登録をしなくてもかまいません。

予約は、介助者の方が利用登録した本人に代わってしていただいてもかまいません。なお、予約時には介助者の方も合わせて乗車人数を伝えてください。

Q 利用登録ができるのは、海津市民だけですか。

A 海津市民だけではなく、市外の方も利用登録できます。

Q 利用登録に年齢制限はありますか。

A 一人で乗降できることが条件となりますので、小学生以上を対象とします。未就学児（小学生未満の幼児）は保護者同伴でご利用ください。

3. 予約について

Q 予約の方法は？

A 乗車希望の1時間前までに予約センターに電話し、次の事項をお伝えください。

- ・氏名
- ・電話番号（または利用登録番号）
- ・乗車希望日
- ・乗車時刻または希望到着時刻
- ・乗車バス停と降車バス停

予約を受け付けたオペレーターが、バス停での乗車予定時刻をお知らせします。

予約時間までに、乗車バス停へ行きお待ちください。

予約センター電話番号 0120-411-025

Q 予約できない可能性はありますか。

A 車両5台で運行しますが、予約が集中した場合、希望の時間に予約できない可能性はあります。その場合、空いている代替りの時間を提案します。

Q 運転手に予約することはできますか。

A 運転手は予約を受け付けできません。予約センターに電話をして予約をしてください。

予約センター電話番号 0120-411-025

Q 帰りの予約はどうするの？

A 行きと帰りの予約を一度にすることもできます。また、乗りたい時間の1時間前までに予約ができますので、病院など帰りの時間が予想できないときの予約は乗車時間がわかった時にお電話ください。

Q 朝一番に乗りたいとき、予約はどうするの？

A 朝8：30～9：30にご乗車の予約は、前日までにお願いします。

Q 予約はいつから受付しますか。

A ご乗車される7日前から1時間前まで予約できます。

(8:30～9:30 乗車予約は前日までに予約してください。)

Q 予約受付時間は？

A 平日8：30～17：00が受付時間です。

Q 予約は何件までできますか。

A お一人につき最高12件まで予約の受付をします。

Q 1日に何箇所か行きたい所がある場合は、1日に複数回利用することも可能ですか。

A 1日に何回も利用することはできます。

Q 複数人で同じバス停間を利用したい場合、予約は個別に行う必要はありますか。

A 代表者の方が予約時に乗車される人数をオペレーターに伝えていただくことで、個別の予約は不要です。

Q 予約者と同じ場所にいる予約をしていない方が、乗車をしたいといった場合、乗車できますか。

A 予約をしていない方のご利用はできません。

Q 予約後に、時間や目的地等を変更できますか。

A 当日乗車時間の1時間前までの予約の変更はできます。しかし、予約状況により、希望時間に変更できない場合もあります。

(8:30～9:30 乗車予約は前日までに予約してください。)

乗車直前や乗車中の目的地の変更はできません。たとえ変更後の目的地のバス停が、変更前の目的地のバス停の通過地点でも乗車時間の1時間前までに予約の変更をして下さい。

Q 予約のキャンセルはできますか。

A 予約キャンセルは乗車予定時間の15分前までできます。また、乗車予定時刻に利用者がいなかった場合、デマンド車両は3分待ちます。3分たっても利用者が来ない場合は、キャンセルとみなしますので遅れないようにしてください。

Q キャンセル料は発生しますか。

A キャンセル料は徴収しません。

4. 運行について

Q 運行日と運行時間は？

A 運行日は平日のみ（年末年始の12月29日～1月3日は運休）です。

運行時間は、午前8時30分（乗車）から午後5時（降車）です。

Q 運行区域は？

A 海津市内と市外3箇所（羽島市大須・西小薮、養老町瑞穂）です。

乗降場所は市内356箇所、市外3箇所のデマンドバス停です。

デマンドバス停は表示板等を設置しています。

詳細な場所は、主な公共施設等に設置してある「海津市公共交通利用ガイド」や海津市ホームページで確認できます。

Q バス停間であればどこでもいけるの？

A バス停間であれば、乗降できますが、名阪近鉄バス停間と養老鉄道駅間は利用できません。

Q デマンド車両には目印になる表示はありますか。

A 「海津市デマンドバス」のステッカーを車体に付けています。

Q 乗車時の本人確認はどのように行うのですか。

A 乗車時に運転手がお名前を確認させていただきます。

Q 予約した時間になってもデマンド車両が来なかった場合の連絡先は？

A 予約センターに連絡してください。

予約センター電話番号 0120-411-025

Q 予約時間に遅れてしまった場合、待ってもらえますか。

A 乗車予定時刻に利用者がいなかった場合、デマンド車両は3分待ちます。

3分たっても利用者が来ない場合は、キャンセルとみなしますので遅れないようにしてください。

Q 車いすでの乗車はできますか。

A 車いす、手押し車での利用はできますが、ドライバーによる介助はできません。単独で乗降できる方のみ利用できます。ただし、介助の方が同乗される場合は利用できます。

※車いすでの利用の場合は、予約時にお申し出ください。

Q 子どもの乗車はできるの？

A 未就学児(小学生未満の幼児)でジュニアシートにより対応できる場合、保護者の同伴があれば乗車できます。未就学児だけでの乗車はできません。

※ジュニアシートは車両に搭載していますので、予約時にお申し出ください。

Q 聴覚障がい者が利用するにはどうしたらよいですか。

A 電話での受け答えができない場合は、市役所にご相談ください。

Q ペットを連れて乗車できますか。

A ペットを連れての乗車はできませんが、補助犬は乗車できます。

Q 大きな荷物がありますが、予約時に申し出れば乗車できますか。

A 大きな荷物は、運送約款で決まりがありますが、実態に即して、大きさや形状により乗車できるかどうか判断し、お断りすることがあります。

5. 運賃について

Q 運賃はいくらですか。

A 一乗車につき大人 300 円、小・中学生 150 円です。

小学生未満は無料です。

障がい者の方で障がい者手帳を呈示された方とその介助者 1 名まではそれぞれ 150 円です。

運転免許証自主返納者で、運転経歴証明書を呈示された方は 150 円です。

Q 定期券はありますか。

A パスポート 3,000 円／月があります。

Q 割引乗車には、何が必要ですか。

A 運転免許証自主返納者割引は、運転経歴証明書の呈示が必要です。（運転者講習センター・警察署で発行するもの（有料））

障がい者割引は、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳、都道府県知事の発行する知的障がい者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の呈示が必要です。

※運転経歴証明書について

・申請できる方・期間

運転免許の申請による取消しをされた方（免許証の自主返納された方）で、取消しされた日から5年以内であれば申請できます。（申請は本人に限られ、代理による申請はできません。）

・申請場所

海津警察署 TEL53-0110

西濃運転者講習センター 平日 午後 2:30～3:00 TEL91-6301

・必要なもの

○住所、氏名、生年月日が確認できる書類（保険証、住民基本台帳カード等）

※運転免許の申請による取消しと同時に申請する場合は不要

○写真 1枚（縦 3cm×横 2.4cm）

※運転者講習センターで申請の場合は不要

○手数料 1,000 円

○交付

海津警察署 約 2 週間後

西濃運転者講習センター 即日交付（申請受理後、約 30 分）

Q 運賃は、いつ支払うのですか。

A 乗車するときにお支払ください。

Q デマンド交通とコミュニティバス定時定路線間の乗り継ぎ割引はありますか。

A デマンド交通とコミュニティバス定時定路線間の乗り継ぐ場合は 300 円で乗り継ぎできます。乗り継ぎ割引は、1 回に限り、「乗継券」を発行し割引します。乗り継ぐ場合は、乗車時に運転手から「乗継券」をもらい、乗り継ぐときに「乗継券」を渡して乗車してください。

Q 今までの回数券は使用できますか。

A 10 月 1 日以降も使用できます。

Q 回数券、定期券（パスポート）はどこで買えますか。

A 回数券は、スイトラベル(株)海津営業所と車内で販売します。定期券は営業所で販売します。車内で予約することはできません。

スイトラベル(株)海津営業所 Tel54-5288